

制定平成19年8月21日

改正平成27年7月28日

愛知県建築士事務所の監督処分の基準

1 趣旨

本基準は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第1項又は第2項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、建築士事務所の業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1)「登録の取消し」とは、法第26条第1項又は第2項の規定に基づき行う登録の取消しをいう。
- (2)「閉鎖」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う事務所の閉鎖の命令をいう。
- (3)「戒告」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4)「文書注意」とは、法第26条第1項又は第2項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が、法第26条第1項又は第2項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 処分等の基準

(1) 一般的基準

建築士事務所の処分等は、表1を基準に、下記(2)、(3)及び(4)を勘案して処分等のランクを決定した上で、表2「建築士事務所の処分区分表」により行うものとする。

(2) 複数の処分事由に該当する行為があった場合の取扱い

イ 一の行為が二以上の処分事由（表1に掲げる処分事由をいう。以下同じ。）に該当する行為があった場合は、最も重い処分事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。

ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い処分事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。

ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為と見なしてランクを決

定することができる。

(3)個別事情によるランクの加重又は軽減

イ 処分事由に該当する行為について、建築士の懲戒処分に対し、表 5 に定める建築士処分区分表のランクから表 3「個別事情による増減表」に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、ランクの増減を行って、表 2 に掲げる建築士事務所区分表により、処分等を行うものとする。

ロ 違反の結果が重大であるとき（違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合又は人の死傷が生じた場合）は、適宜加重して処分等を行う。

(4)過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等を受けた建築士事務所の開設者に対しては、上記(1)から(3)により今回相当とされる処分等のランクに、表 4「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分に従ってランクを加重したうえで、決定するものとする。

5 処分等に伴う措置

(1)建築士事務所の開設者に対して処分等を行うにあたっては、本人（法人にあっては、その代表者）及び管理建築士に対し、処分等の理由を具体的に指摘して、今後不適切な行為がないよう指導する。

(2)建築士事務所の開設者に戒告以外の行政処分を行った場合は、当該処分に対する違反がないよう、管轄の建設事務所の建築課（名古屋市内は建築指導課）に監視を依頼し、違反があった場合は、建築指導課に連絡する。

(3)閉鎖処分を行った建築士事務所の開設者に対し、その閉鎖期間満了前に、業務改善報告書を愛知県知事宛提出させるものとする。

6 報告等

(1)処分等を行った場合は、処分等を受けた建築士事務所の開設者の氏名又は名称、建築士事務所の所在地及び登録番号、処分等の理由及び種別（閉鎖の命令の場合は、その期間を含む。）聴聞内容その他参考資料を、国土交通省建築指導課長に報告する。

7 その他

(1)処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合は、必要な間、処分等を保留することができる。

(2)処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、建築士事務所として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情の

ある場合で、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、上記(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

附 則

この基準は、平成 19 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成 27 年 7 月 28 日から施行する。
- 2 この基準の施行日前にした行為について処分等を行う場合は、なお従前の例による。

表 1

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
法第 26 条第 1 項の各号に該当するとき	登録の取消し
法第 26 条第 2 項の各号に該当するとき	
1 第 1 号に該当するとき	建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分
2 第 2 号に該当するとき	文書注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し
3 第 3 号に該当するとき	建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分
4 第 4 号に該当するとき	管理建築士に対して行われた懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所における責任等を勘案して、文書注意、戒告又は閉鎖
5 第 5 号に該当するとき	所属建築士に対して行われた懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所における位置付け等を勘案して、文書注意、戒告又は閉鎖
6 第 6 号から第 8 号に該当するとき	戒告又は閉鎖
7 第 9 号に該当するとき (1) 閉鎖命令に違反したとき (2) 法第 26 条の 2 第 1 項の規定による報告を求めまたは検査に応じないとき	登録の取消し 戒告又は閉鎖
8 第 10 号に該当するとき	文書注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し
建築士法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 92 号）附則第 5 条の規定に基づく監督処分を行う場合は本基準によるものとし、附則第 3 条第 1 項の規定による届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたときの処分等の基準は、文書注意、戒告又は閉鎖とする。	

備考

- 1 法第 26 条第 2 項第 10 号の「業務に関し不正な行為をしたとき」とは、建築士事務所の開設者がその業務に関する契約を有責に履行せず、依頼主に損害を与えた場合等である。
- 2 法第 23 条の 6 の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして設計等の業務に関する報告書を提出した場合は、法第 26 条第 2 項第 10 号に該当するものとする。

表 2

建築士事務所処分区分表

ランク	処 分 等
1	文書注意
2	戒告
3	事務所の閉鎖 1 月未満
4	事務所の閉鎖 1 月
5	事務所の閉鎖 2 月
6	事務所の閉鎖 3 月
7	事務所の閉鎖 4 月
8	事務所の閉鎖 5 月
9	事務所の閉鎖 6 月
10	事務所の閉鎖 7 月
11	事務所の閉鎖 8 月
12	事務所の閉鎖 9 月
13	事務所の閉鎖 10 月
14	事務所の閉鎖 11 月
15	事務所の閉鎖 12 月
16	登録の取消し

※ 事務所の閉鎖期間については、1 月を超える場合は、原則として暦に従って計算するものとする。

表3 個別事情による増減表

項目	内容	加重・軽減
行為者の意識	○重大な悪意あるいは害意に基づく行為 ○行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	+3 ランク ▲1 ランク～ ▲3 ランク
行為の態様	○違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合 ○開設者、管理建築士の指示により、法第26条第2項第5号に該当する場合 ○暴力的行為又は詐欺的行為 ○法令違反等の状態が長期にわたる場合 ○常習的に行っている場合	▲1 ランク～ ▲3 ランク +1 ランク +3 ランク +3 ランク +3 ランク
是正等の対応	○速やかに法令違反等の状態の解消を自主的に行った場合 ○処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合 ○処分の対象となった事由に対し、速やかに再発防止を図り組織改革を行った場合 ○発覚後の業務の自粛を行った場合 ○是正に対応しない場合	▲1 ランク ▲1 ランク ▲1 ランク ▲1 ランク +1 ランク
社会的影響	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+3 ランク
その他	○上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

表 4 過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去の処分等 今回相当処分等	文書注意 (ランク 1)	戒告 (ランク 2)	閉鎖 (ランク 3~15)	登録の取消し (ランク 16 以上)
文書注意 (ランク 1)				
戒告 (ランク 2)	+1 ランク (+2 ランク)	+3 ランク (+4 ランク)		
閉鎖 (ランク 3~15)				
登録の取消し (ランク 16 以上)	登録の取消し			

()は過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合

(注 1)

過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合は、上表中の()内ランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。ただし、過去の処分事由が表 2 のランク 6 以上に該当し、今回の処分事由も同表のランク 6 以上に該当する場合は、登録の取消しを行うものとする。

(注 2)

過去の処分等が今回の処分事由となる行為から 5 年より前である場合は、上表中のランクを 1 ランク軽減し加重するものとする。ただし、過去の処分事由が表 2 のランク 6 以上に該当する場合は、軽減しない。

表 5

建 築 士 処 分 区 分 表

ランク	処 分 等
1	文書注意
2	戒告
3	業務停止 1 月未満
4	業務停止 1 月
5	業務停止 2 月
6	業務停止 3 月
7	業務停止 4 月
8	業務停止 5 月
9	業務停止 6 月
10	業務停止 7 月
11	業務停止 8 月
12	業務停止 9 月
13	業務停止 10 月
14	業務停止 11 月
15	業務停止 12 月
16	免許取消し

※ 業務停止期間については、暦に従うものとする。

平成 年 月 日

業 務 改 善 計 画 書

愛 知 県 知 事 殿

開設者 住 所
氏 名

1 原因の究明

2 今後の対応

3 関係者の処分